

# 役員職務権限規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会（以下「この法人」という。）の定款第30条第3項の規定に基づき、代表理事及び業務執行理事等の職務権限を定め、公益財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、代表理事とは会長、業務執行理事とは理事長及び専務理事をいう。

(法令の遵守)

第3条 代表理事及び業務執行理事等は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(代表理事)

第4条 会長は、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 会長は、理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

3 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の業務分担は、次の区分によるものとする。

2 理事長は、会長を補佐し、主として総務部の所掌うち会計及び資産に関する業務、調査研究部に属する業務を執行する。

3 理事長は、会長に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の職務を執行する。

4 専務理事は、会長を補佐し、主として総務部(理事長の業務に属するものを除く。)、海難審判部及び相談事業に属する業務を執行する。

(その他業務処理)

第6条 いずれか一方の業務執行理事に事故があるとき又は欠けたときは、その分担業務を他の業務執行理事が担任する。

### 第3章 補 則

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。